

2023年8月25日

京都労働局長 赤松 俊彦 様

ユニオンネットワーク・京都

事務局 服部 恭子

連絡先 〒 601 - 8015

京都府京都市南区東九条上御霊町 64-1

アンビシャス梅垣ビル1F

TEL 075-691-6191

FAX 075-691-6145

京都地方最低賃金審議会の意見に対する

異議申出書

8月10日京都地方最低賃金審議会から提出された最低賃金改定の意見について異議を申し出ます。

1. 最低賃金を40円引き上げ1008円とする意見については低すぎます。
2. 地域間格差の是正から離れています。
3. 昨年来の物価上昇への対応もあるべき水準についても見えてこない意見です。

【理由について】

1. 京都府の最低賃金がようやく1000円を越えたことは評価しますが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という目的には不十分で低すぎます。「毎月勤労統計調査」によれば昨年の正社員の平均労働時間は月162.3時間（時間外労働含む）でした。京都の答申1008円の時間単価で計算すると163,598円、12カ月で196万円です。ワーキングプアの水準としてよく言われる200万円にも届きません。正社員と同じだけ働いてもこの水準です。また200万円以下をワーキングプアと言い始めてからすでに何年も経っていますがこの間、物価は急激に上がっています。生活必需品などの「基礎的支出」で物価を見れば、2020年を100としたとき2023年では109.5と約1割上昇しています。ワーキングプアはより“プア”になっているのです。昨年の最低賃金改定が物価上昇に追いつかなかった結果、低所得層の家計は物価高に対応するために貯金の取り崩しや借金で対応することになり、今年の改定額答申ではその穴埋めもままなりません。私たちはこの約10年間、最低賃金1500円

に追いつかない賃金がとりわけ低賃金労働者の生活破壊につながっている現実を最低賃金底上げで解決することを真剣に検討すべきです。1. で貧困率を述べましたが、各国とも「貧困撲滅」の努力を強力に行っています。日本の貧困率もわずかに改善はしていますが、諸外国の努力に劣っている結果、OECDの最下位グループになっているのです。最大の原因は低賃金の非正規雇用労働者が増加し、賃金全体の下向き圧力になっていることです。これを転換しない限り貧困は減少しません。最低賃金は生存権を支えるにふさわしい水準であるべきです。それは生活保護や年金、障がい者福祉にも大きな社会的影響を及ぼします。「いくら引き上げるのか」、「いくら支払えるのか」という観点からだけではなく、最低賃金のあるべき水準を定め、それを実現するためにどのような施策が必要なのかという角度からの本格的な検討が必要です。とりわけ中小企業・小規模事業が多く、日本の伝統産業を支える京都から、地域の現状を踏まえてそのような議論の先駆けとなることを強く求めます。また物価高騰は今後も続く可能性が高いです。ガソリン代の高騰はすべての商品の輸送コストに跳ね返ります。帝国データバンクが発表しているように食料品の値上げは昨年以上の数になっています。円安傾向も継続しており輸入品の価格はますます高騰します。このような状況が続いている中で、今回の改定を超える物価上昇（目安として4%以上）がある場合には、最低賃金法「第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。」に基づき、再改定の審議を速やかに開始することを求めます。

以上